

市民活動団体部会 会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、大和高田市市民交流センター市民協働推進会議市民活動団体部会（以下「市民活動団体部会」という。）と称する。

(事務所及び事務局)

第 2 条 本会の事務所は奈良県大和高田市片塩町 12 番 5 号(大和高田市市民交流センター)に置き、事務局は地域振興部まち振興課まち振興グループ（市民交流センター担当）とする。

(目的)

第 3 条 本会は、大和高田市市民交流センターを利用した活動等について、大和高田市市民交流センター市民協働推進会議での市民活動団体の意見を総括すること及び会員相互の交流または市民協働の実現を目的とする。

(活動・事業の種類)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 大和高田市市民交流センターの交流スペース、多目的室または会議室の利用に関する基準等を市民協働推進会議に提案するため、会議を開催し、調査研究、計画、企画立案、運営を行う。
- (2) 市民交流センターでの本会会員が中心となって実施するイベントの開催及び企画・運営等を行う。

(会員)

第 5 条 本会の会員は、次の 2 種類とする。

- (1) 正会員は、この会の趣旨に賛同し、達成のために活動できる市民活動団体であって、前年度に当該施設を 15 回以上利用している団体とする。
- (2) 準会員は、この会の趣旨に賛同し、達成のために活動できる前号以外の市民活動団体であり、議決権は持たない。

(入会)

第 6 条 入会は市民活動団体（大和高田市市民交流センター条例（平成 27 年条例第 26 号）第 4 条に規定する登録団体をいう。）の登録を以って資格を得るものとする。

(退会)

第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 市民活動団体でなくなったとき。
- (2) 除名されたとき。

第2章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 3名
2. 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
3. 役員の任期は、2年とし、大和高田市市民協働推進会議の委員を兼任する。ただし、代表が欠けた場合の補欠代表の任期は、前任者の残任期間とする。また、再任を妨げない。
4. 役員は任期満了後においても、後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

(職務)

第9条 代表は、本会を代表し、その事業を総括すると共に、総会または会議等の報告書やその他の関係文書の作成にあたるものとする。

(解任)

第10条 代表が次の各号のいずれかに該当するときは、正会員の議決により、これを解任することができる

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 本人の申し出があったとき。
- (3) 義務違反その他代表としてふさわしくない行為があったとき。

第3章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は、正会員を持って構成し、年に1回以上開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。代表が招集し、議長となる。

2. 会議は、以下の事項について議決する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 事業の変更
 - (3) 役員の選任または解任

(4) 解散

(5) その他会の運営に関する重要事項

3. 会議は、正会員の3分の2の出席がなければ開会することができない。(委任状を含む)
4. 第2項に定める議決は正会員の出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは代表の決するところによる。

(議事録)

第12条 会議の議事については、議事録を作成する

(解散)

第13条 この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 会議の決議
 - (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
2. 会議の決議により解散する場合は、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

(委任)

第14条 この会則に定めのない事項は、会議の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第15条 この会則は、会議において、委任状を含めた正会員の出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

1. この会則は、令和6年6月28日から施行する。